

会 議 の 要 旨 (議 事 録)

会議の名称	令和7年度 第3回 鳥栖市空家等対策協議会		
開催日時	令和8年2月26日(木) 11:00~12:00		
開催場所	鳥栖市役所2階 特別会議室		
出席者数	12人	傍聴人数	0人
議 題	空家等対策計画に基づく取組の結果について		
配布資料	・レジメ ・資料1 空家等対策計画に基づく取組の結果について ・資料2 個別案件について(個別案件のため会議終了後回収)		
所 管 課	(課 名) 建設部 建設課 (電話番号) 0942-85-3600		

令和7年度 第3回 鳥栖市空家等対策協議会

日 時 : 令和8年2月26日(木) 11時00分 ~ 12時00分

場 所 : 鳥栖市役所 2階 特別会議室

1 開 会

2 議 事

以下の議題について、資料に基づき事務局より説明

鳥栖市空家等対策計画に基づく取組の結果について

< 質疑応答 >

質疑・応答者	内 容
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、資料1の説明を事務局からお願いします。 (省 略) ・ 事務局からの説明について、質疑・意見等ありましたら、挙手の上発言をお願いします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等活用補助金のリフォーム業者は市内業者という限定があるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外業者でも可能。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の除却補助金の申請件数が少ないのはなぜか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数応募はいただいているが、国の補助金を使用しており要件が厳しい。不良住宅であるという判定がでなければ活用できないため、その基準に満たない場合が多い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限があり、ハードルが高いというのが現状であるならばなかなか進まないように感じる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼びかけは行っているが、不良住宅の基準を満たすものがあまりないのが現状である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不良住宅の認定基準を下げることはできないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の補助金を使用し、危険な空き家から解体を行うという目的のため制限緩和は難しい。不良住宅と判定された空き家が数軒あったが、鳥栖市の補助金を受けずに市外業者に依頼した方が実費負担が少なくすむという理由で辞退された方もいる。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本来空き家の解体は所有者の自己負担により行うものである。補助金は危険な空き家を所有し財力的に厳しい方が利用するものであるため、現在の要件で構わないと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの登録数が少ないように感じる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産事業者に仲介を依頼される方も多数おり、また、相続の整理が出来ていない方に登録を勧めることもできないのが現状である。登録数を増やす手立てを考えているところである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・相続の整理が出来ていなくても登録は出来ないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・相続の整理がついていないものについては登録は難しい。併せて司法書士への相談の案内を行っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の子育て世帯向けリフォーム補助金について、新耐震基準施行以前の2階建住宅の耐震改修工事費は最低でも約150～200万円かかるため補助金の金額を増額できないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは申請件数を増やしていき、その中で金額についても検討していく余地はある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事の補助金も行っていると思うが、併用はできないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事の補助金については居住中の住宅という要件があるため、空き家と併用はできない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、資料2の説明を事務局からお願いします。 (省 略) ・事務局からの説明について、質疑・意見等ありましたら、挙手の上発言をお願いします。
	<p>※個別案件のため質疑の経過の掲載は省略</p>